

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様
大阪市こども青少年局
局長 佐藤 充子 様

2025年12月23日
大阪市教育活動ネットワーク
代表 橋口 哲

子どもの生活を守り、 人権を基礎とした教育を進めるための要望書

私たち大阪市教育活動ネットワークは、子どもの人権が守られ、誰もが安心して健康的に暮らせる社会の実現をめざしています。そして、すべての子どもたちが学校・園での同和教育・人権教育を通じて「共に生きる力」や「確かな学力」を身につけ、学びを充実させることができるよう取り組んでいます。

現在、「選挙活動」を悪用した差別的・排外主義的な街宣活動、さらにはその動画がインターネット上で無秩序に拡散される事態が後を絶ちません。これらは子どもたちの健全な人権意識の形成を著しく阻害するものであり、学校現場の努力のみで解決し得る範疇を超えています。加えて、不登校やいじめ、虐待、さらには貧困や自死といった人権に関わる諸課題も深刻化しています。こうした状況下で、学校や地域が子どもたちにとって真に「子どもの権利が尊重される場」となっているのかが、私たちに厳しく問われています。私たちは、差別や排外主義から子どもたちを守り、差別を許さない社会を構築するために、学校・地域・社会が一体となって取り組む必要があると考えます。

同和教育は、「今日も机にあの子がいない」という言葉があるように、差別や貧困による不就学・長期欠席の子どもたちへの支援から始まりました。一人ひとりの子どもや家庭が置かれている状況、そしてその背景を深く理解し、そこから具体的な教育課題を掘り起こして実践を進めてきた歴史があります。それぞれの家庭が抱える困難な状況や背景の多くは、差別や貧困といった社会構造が生み出しているものであり、その解決に向けて学校と地域が連携して取り組むことが不可欠です。同和教育の実践の積み重ねこそが、すべての子どもの人権を守るための基盤と言えます。

「こども基本法」の基本理念には、その筆頭に「すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと」が掲げられています。「基本的な人権」と「差別されない権利」を保障することは、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた人権教育が大きな役割を果たすということは、共通の認識であるはずです。大阪市においても、2025年3月に「市こども計画」が策定されましたが、「基本的人権」の尊重と「差別されない権利」の保障についての明確なメッセージが、市政のあらゆる場面で力強く発信されるよう強く要望いたします。

つきましては、大阪市および大阪市教育委員会において、これらの課題解決に向け、以下の事項について誠意ある回答をされるよう強く要望いたします。

2025年度 E-com おおさか「要求書」

(1) 人権教育・同和教育の更なる充実と、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT 理解増進法」の具現化のため、以下の項目について回答されたい。

- ① 各学校園が作成した「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」において、昨年度に実践された部落問題をはじめとする人権課題ごとの取り組みの評価を明らかにすること。
- ② 教育現場で発生した障がい者差別、外国人差別、部落差別、LGBT 差別などの差別事象の件数と内容を明らかにし、差別事象を分析・教訓化して、今後の人権教育・啓発推進に活かすこと。また、差別事象は氷山の一角である認識のもと、すべての学校園で差別事象を把握できる仕組みを改めて検討すること。
- ③ 先の参議院選挙以降の排外主義的な主張の広がりへの懸念を踏まえ、外国にルーツがある児童・生徒へのケアと人権教育を強化すること。また、学校現場でのヘイトスピーチに対応できるマニュアルを作成し、全学校園での研修を進めること。学校周辺におけるヘイトスピーチが子どもたちに与える深刻な影響をふまえ、学校と地域等が連携する学校協議会において注意喚起やマイクロ・アグレッションをはじめ人権研修に取り組むこと。
- ④ 人権教育は学校運営の根幹であることから、学校協議会が運営及びそのために必要な支援に関する基本的事項の中に「人権教育の推進」「こどもの権利」が含まれているのかどうかを明らかにすること。
- ⑤ 障害者差別解消推進法を具現化するため、「障がいによる障壁の原因は社会の側にある」とした「社会モデル（人権モデル）」学習に全校で取り組み、その実践を示すとともに広く周知すること。

(2) 地域行事への参加が教員の多忙化の主たる原因と受け止められるようなチラシを作成・配布したことは、地域に混乱を招き、連携の重要性に対する認識の欠如と誤解を生んだ。働き方改革は本来、「教師のこれまでの働き方を見直し、自らの資質を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすること」を目的とする。また、地域には学校では見せない子どもたちの顔があり、「こどもの権利を主体とした」教育を実現するためには、学校と地域の連携が不可欠である。こうした認識の上で、多忙化を解消すると同時に、地域との連携強化を両立させるための方針の再構築を検討すること。

(3) 国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）」について、大阪市の見解を明らかにすること。また、その具現化をするため、大阪市としてどのような人権教育・啓発施策を2026年度以降に講じるのか、その具体的な取り組みとロードマップを速やかに公表されたい。

(4) インターネット上の差別・人権侵害について、差別事象として把握につとめ、「情報流通プラットフォーム対処法」の施行をふまえた対応（差別事象対応マニュアル等）を検討すること。また、子どもたちを被害者にも加害者にもさせない、人権の視点に立った情報リテラシー教育を進めること。

(5) 文科省・厚生労働省・法務省による「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について（通知）」をふまえて、学校現場の実践を把握し示すこと。把握・分析した実践状況の中から、教育委員会として事例集としてまとめ、学校現場に示すこと。

(6) 市人教・市外教・教地推が開催する人権研修や講演会への参加に対し、管理職による教職員への積極的な推奨や環境整備を指導した内容について示すこと。また各地区同推協活動への参加を、学校の人権教育推進計画および地域連携活動の一環として明確に位置づけること。

(7) 大阪市教育委員会が求める人権教育主担の役割を示し、適切な人材を配置すること。校内で人権・同和教育を推進するため、人権主担者が取り組むうえでの課題を整理し、人権学習のカリキュラム編成、教材づくりの時間確保など、業務環境を整えるための実態把握を行うこと。また、中心的な役割を果たすことから、経験の豊かな教員を登用すること。

(8) 国連教育科学文化機関（UNESCO）の「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に沿った「包括的な性教育」を人権教育の観点からも推進すること。推進に向けて、管理職・教職員の研修を充実させ、人権教育主担と養護教諭が連携し取り組むこと。低年齢化とデジタル化した性的問題の実態把握・分析に基づき、包括的な性教育に取り組むこと。

(9) 女性差別撤廃条約や男女共同参画計画を踏まえ、学校における子どもの頃からの小・中学校におけるジェンダー平等教育の具体的な実践を示すこと。その実践の共有化、そして「大阪市男女平等教育基本方針（仮称）」を策定すること。

(10) 民間の中学生向けオンライン講座での「水俣病は遺伝する」という誤った記述の教材使用問題に対し、大阪市として見解を示すこと。大阪市習い事・塾代助成事業の登録事業者の有無と受講生徒の実態を示すこと。

(11) 大阪市教育行政が進めるグローバル化が進む国際社会において力強く生き抜くことができる人の育成、そして「ビジネスと人権」「人権デュー・ディリジェンス」が国の基本計画（第2次）に明記されていることを踏まえ、登録事業者の選定について教育委員会の見解と姿勢を示すこと。また教育委員会が関わる事業者（サプライチェーン）への人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンスを浸透させること。

(12) 人権感覚に富んだ教職員や管理職を採用し育成することは喫緊の課題であることから、以下の項目について回答されたい。

- ① 大阪府や堺市などの教職員採用における例にならい、大阪市としても求める人物像に「人権」を明記すること。あえて「人権」を明記しない場合は、その理由を示されたい。
- ② 教員採用試験の倍率が低い問題（小学校1.5倍、中学校2.2倍）に対し、改善のための更なる取り組みを求める。
- ③ 管理職（民間人校長・再任用も含む）の採用にあたっては、人権感覚のある人物を採用すること。また、管理職の人権意識・人権感覚を高めるための研修内容について明らかにすること。

(13) 「リバティおおさか」が所蔵する資料、展示品を活用した人権学習、人権研修の場を教育委員会として研究すること。

(14) 小中一貫教育プランを策定してから10余年が経過し、全市募集において、一部の学校では、課題を抱える児童・生徒の「受け皿」となっている。以下の項目について回答されたい。

- ① 学校で課題のある子どもの発見、区役所など多機関連携を目的とする「こどもサポートネット事業」との関りを明らかにすること。
- ② 子どもの意見表明に基づく最善の利益に基づいて、児童・生徒の通学路の安全、家庭訪問の実態、子ども支援施策に繋がりなど実態把握にとりくむこと。

(15) 2023年12月の「大阪市識字・日本語教育基本方針」の取り組みや、識字・日本語教室等で発生した差別事象を教訓に、大阪市がどのように取り組んでいるのか示されたい。

(16) 中学校夜間学級について、すべての入学希望者が受け入れられるよう、人員と施設を拡充させること。特に日本語指導のできる教員を増やすこと。

(17) 帰国・渡日等の子どもたちが急増・多国籍化するにともなって就学を保障することは喫緊の課題であることから、以下の項目について回答されたい。

- ① 大阪市内の不就学の外国籍の子どもの実態を明らかにすること。また、昨年度から取り組んでいる「子どもの就学促進事業」の具体的な取り組みを示すこと。
- ② 「外国につながる、児童生徒の受け入れ・共生のための教育推進事業」において、各校園における日本語指導や多文化共生の取り組みに対する支援の拡充のあり方について明らかにすること。

(18) 大阪市の「在日外国人教育基本方針」「多文化共生指針」をふまえ、在日朝鮮人教育をはじめとする多文化共生教育を進めること。また、大阪市外国人教育研究協議会の組織整備を図るとともに人的支援や物的支援の拡充を図ること。

(19) 大阪の在日外国人教育を牽引してきた民族学級の取り組みを後退させることなく、「国際クラブ」設置校の事業を拡充するために、国際理解教育推進事業の予算増額を行うこと。外国人教育主担は中心的な役割を担うことから、経験の豊かな教員を登用すること。

(20) 支援を必要とする子どもが特別支援学級に入級するか、あるいは通級による指導を受けるかについては、手帳の有無に限らず子どもや保護者の希望を尊重し、柔軟に対応すること。また、「一日を原学級で仲間とともに過ごしたい」という場合、子どもや保護者の願いを十分に尊重すること。

(21) 子どもの権利条約批准30年が経過し、「子どもの権利条約」を具体化した「こども基本法」「こども大綱」「こども計画」の策定を踏まえ、以下の項目について回答されたい。

- ① こどもの権利条約及びこども基本法に基づいて、子どもの意見表明権を保障し参加を促進する広報・啓発を行うこと。
- ② こども基本法の理念の一つである、「差別的取扱いを受けない」に基づいて、大阪市こども計画において、どう具体化させるのか明らかにすること。
- ③ こどもの権利条約、こども基本法、そして改定された生徒指導提要の内容について、教職員が日々の教育活動の指針として理解し活用できるための体系的な研修プログラムを開発し実行すること。

(22) 大阪市「人権問題に関する市民意識調査」で示された同和地区や同和地区を含む学校区への忌避意識の結果と、その忌避意識の解消に向けた取り組みを示すこと。また、過去3年間の同和地区を含む学校等に関わる差別実態について明らかにすること。

(23) 学校選択制については、学校に対する忌避や差別を助長させる、地域と学校のつながりを希薄にする、児童生徒の通学上の安全の問題、学校の序列化を固定させる等の問題があることから、次の点について回答されたい。

- ① 他校を選択した今年度の小・中学校数(20人・30人・40人・50人・60人・70人以上)と割合を示すこと。特定学校への入学希望者が極端に少なくなる、あるいは入学希望者がゼロとなる「未入学校」を生み出すリスクについて見解を示すこと。
- ② 学校選択制は、公教育において「選ばれる学校、選ばれない学校」という評価を生じさせている。こうした評価について大阪市の見解を示すこと。
- ③ 制度が地域コミュニティの希薄化につながっている現状について見解をしめすこと。
- ④ 学校選択制が、学校の小規模校化へと拍車をかけている実態について見解を示されたい。今年度において学校行事(運動会、修学旅行、クラブなど)においての具体的な影響について明らかにすること。
- ⑤ 学校選択制度の検証で明らかになった「風評による忌避」に対する教育委員会としての具体的な対策内容を示すこと。
- ⑥ 学校選択の判断材料として、各学校の「全国学力テスト」結果が公表されている実態は、結果公表が学校の序列化や過度の競争を煽ることにつながり、本来の学力テストの目的(指導改善・検証)と相いれないと考えられる。結果公表が学校や地域に負の影響が生じさせていることについて、見解を示すこと。

(24) 校区が広くなりすぎることから、学級数を理由に安易に学校の統廃合を進めないこと。

(25) 大阪市子どもの生活に関する実態調査、ヤングケアラー実態調査を踏まえ、子どもの貧困解消に向けて以下の項目について回答されたい。

- ① 直近3年間の生活保護・就学援助受給者数と就学援助率並びにひとり親家庭の同様の数値を示すこと。就学援助の必要な人が全員活用できるように周知の徹底と相談体制を強化すること。また、食材費高騰をふまえ、給食費事業の予算を充実し、給食水準を確保すること。
- ② 子どもの貧困対策推進計画(第2期)において、「こども食堂などへの参加を希望しているこどもが、参加できている状態」の目標値を増やしたが、大阪市はボランティア任せにすることなく、積極的な支援を行うこと。

(26) 全区で展開されている大阪市こどもサポートネット事業で見えてきた成果と課題を明らかにすること。以下の項目について回答されたい。

- ① こどもサポートネット推進員の配置数、推進員一人あたりの担当校区数、支援ケース数などを示すこと。
- ② こどもサポートネット推進員とスクールソーシャルワーカー(SSW)の役割分担と協働の具体的なプロセスを明確にすること。
- ③ 支援が必要な子どもたちが切れ目なく地域に見守られ、孤立しないための具体的な施策(地域活動への誘導、関係機関への確実な引き継ぎなど)を検討すること。地域共生社会の実現におけるとりくみとの連携を検討すること。
- ④ 支援が必要な子どもの見守り、事業の継続性や支援の質の維持のため、こどもサポートネット推進員やSSWが安心して働ける雇用環境を整備すること。
- ⑤ 高校中退の事前防止の観点から、中学校や地域、こどもサポートネットなどの連携を密にすること。また高校中退を余儀なくされた生徒の実態把握に努めること。

(27) 部活動の地域移行において、現状と課題を示すこと。子どもの最善の利益の原則にのっとり、すべての子どもの主体的な文化活動やスポーツ活動を公教育として保障すること。そのために子どもや保護者を含め関係者がじっくり協議を重ね、試行結果の検証に基づいて、すべての子どもが希望する活動できるよう、教育委員会は責任をもつこと。部活動を希望する子どもが断念することがないように、家庭の経済的な負担が発生しないよう配慮すること。

(28) いじめは「重大な人権侵害行為で、差別であり、絶対許されない行為」であることをふまえ、以下の項目について回答されたい。

- ① 小学校におけるいじめ認知件数（1000人当たりの比率）が全国・大阪府と比べて圧倒的に多い一方で、中学校では低い数字となっていることについて、教育委員会の分析・見解と取り組みを明らかにすること。
- ② 大阪市いじめ対策基本方針、「学校安心ルール」（スタンダードモデル）について、子どもの最善の利益や人権教育の視点で検証を行うこと。
- ③ 人権学習や学級集団づくりを通して、差別やいじめを見抜く確かな人権感覚を育てる教育を推進すること。
- ④ 「心の天気」アプリについての実態について示すこと。「晴」「曇」「雨」「雷」の子どもが入力した蓄積データ収集について、「子どもの権利に沿った本人同意」や「他への利用など個人情報保護の観点」から守られているか示すこと。大阪市はおとなにも必要だと思いますか、その見解を示されたい。

(29) 不登校児童生徒について、中学校で在籍比率が府を大幅に上回る理由に関する教育委員会の見解を明らかにすること。不登校の長期ひきこもり化を防ぎ保護者を孤立させないように、図書館等を活用した校内の居場所事業の推進、地域・校外支援団体との連携強化、および特例校の成果と課題を踏まえた総合的な家庭・生徒支援策を講じること。

(30) 児童生徒の自殺者数が高止まりしていることをふまえ、子どもたちの自死にかかわる状況を把握し、生命と人権を守る具体的施策を講じること。

(31) 教職員等による体罰、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント等の人権侵害の実態とその原因を明らかにすること。また、(1)で述べた、教育現場で発生した障がい者差別、外国人差別、部落差別、LGBT差別などの差別に対しても、人権侵害発生時の組織的な対応について明らかにすること。管理職研修の徹底、対応する相談員の研修の充実を図るとともに、大阪府教育委員会設置の相談と評価において、第三者性を担保した子どもの権利侵害を扱う「学校における児童生徒のための被害者救済システム」（府内の公私立小・義務教育学校を含む中学校・高等学校・支援学校を対象とするもの）の周知と活用を促進し、被害者の救済に努めること。

(32) 教育委員会は、国連子どもの権利委員会の勧告や児童生徒・教員の疲弊を踏まえ、「すくすくウオッチ」への参加を直ちに取りやめるとともに、チャレンジテストの結

果を府下の生徒と異なる条件で個人の評定に反映させることを中止すること。し、さらに教育の公平性確保の観点からチャレンジテストの廃止を府教育委員会へ働きかけること。

(33) 小規模校の課題解決に留まらず、すべて生徒の学びの質と心のケアを保障し、個別最適な指導を可能にするため、少人数学級の教育効果を検証すること。そして、中学校での35人以下学級化を含めた市独自での更なる少人数学級の段階的实施を検討されたい。

(34) 同和教育推進校をはじめとする課題を有する学校に対して、その実態に即した教職員配置や課題に対応した人的措置を行うこと。

(35) 食物アレルギーの子どもへの対応や食教育の重要性から、すべての小中学校に栄養教諭を配置すること。また、栄養教諭の代替を教育職の講師として配置すること。

(36) 障がいのある園児が在籍している市立幼稚園に特別支援教育担当教諭を配置すること。また、すべての市立幼稚園に事務職員と管理作業員を配置し、更衣室を設置すること。

(37) 道徳教育の教科化に伴う以下の項目について回答されたい。

- ① 指導が一方的な価値観や規範意識の押し付けにならないよう、教育委員会としての認識を示すこと。
- ② これまで大阪が培ってきた「人権教育教材集・資料」や「にんげん」等の教材を積極的に活用するよう指導すること。また、昨年度の道徳の時間における活用実績を明らかにすること。

(38) 大阪市は学校の健康診断記録のマイナンバー制度導入検討に対し、「子どもの個人情報コントロール権」を最優先する立場から、行政の利便性より、子どもの権利を優先すること。また、大阪市の子どもに関する施策におけるマイナンバー活用実態を示すこと。

(39) 戦後80年を経て、戦争体験者が少なくなる中で、戦争の記憶を風化させず次世代へ正確に語り継ぐことは、教育行政における喫緊の課題である。以下の項目について回答されたい。

- ① 『平和に関する指導の手引き（第2版）』の活用実態を明らかにされたい。戦後80年所感で示した、日本が戦争に突き進んだ歴史的経緯と背景と、そしてアジア太平洋地域等で侵した加害の歴史に真摯に向き合い、平和学習を推進すること。

- ② 世界情勢を踏まえ、外国にルーツがある子どものアイデンティティ否定や差別につながらないよう、反戦・平和学習の内容と指導を学校園で徹底すること。
- ③ 「ピースおおさか」の展示内容について、当事者や研究者等の意見を反映するよう働きかけ、また平和教育を積極的に推進していくために、「ピースおおさか」への見学を学校園に働きかけること。
- ④ 自衛隊の職場体験をおこなう学校の実態を明らかにすること。

(40) 今後起こり得る大規模災害において、災害時の学校施設の避難所運営等では、福祉避難所の明確な指定、プライバシーを確保するための備品の備蓄計画、そして教育継続のための具体的な代替計画など、どのようにとりくむか明らかにすること。